

平成28年度第4回企業向け人権啓発講座

日時：平成28年8月25日（木）14：00～16：00

テーマ：犯罪被害者等の人権～企業が理解し、配慮すべきことについて～

講演2：富名腰 由美子 氏

（公益社団法人京都犯罪被害者支援センター事務局長）

【はじめに】

○講師

皆様、こんにちは。公益社団法人京都犯罪被害者支援センターから参りました富名腰（ふなこし）と申します。今から約30分間ですが、お付き合いいただきたいと思います。

【講演】

○講師

日頃は、私どもの活動に御理解、御支援をいただき、ありがとうございます。また、今日はこのような機会を頂きまして、ありがたいと思います。

私どもの活動は、今年で18年目になりますが、被害者の方、御遺族の方とお話をする度に、どういうことにお困りかを知る意味で、どのようにお暮らしになっているかということをお尋ねすることがあります。そんなときに、当センターに来るために休暇を取ってきました、仕事を休んでいます、ということをよくお聞きします。職場の理解があるかどうか、被害回復のために影響が大きいということなどを常々思っていたころでもありまして、企業向けの人権啓発講座という所でお話しさせていただくのが本当にありがたいと思っています。

我が国での犯罪被害者支援は、国による経済的な支援というのが始まりでした。昭和55年のことでした。それから、約10年たって精神的なケアに目が向けられました。これは御遺族が、ある集まりで発言されたことがきっかけでした。それに応えるように、警察庁が犯罪被害者対策を講じるようになったのです。警察は、事件の発生直後に被害者と接することがありますので、警察が率先して被害者のことを考えるべきということから、犯罪被害者対策要綱というのが出来ました。

平成10年前後から、全国の民間の被害者支援団体がぽつぽつと誕生し、当センターも平成10年に、民間支援組織として設立しました。それから間もなく、全国の被害者支援ネットワークが出来ました。当時、加盟団体が十もなかったくらいでしたが、今では48団体あります。

平成16年、犯罪被害者支援の憲法ともいえるべき犯罪被害者等基本法が制定されました。被害者や御遺族の方の声があって、ようやく出来たものです。それには、国や地方公共団体、国民全てに、犯罪の被害に遭ったことによつて生じる様々な負担の軽減に努める責務があると明記されています。続いて、

犯罪被害者等基本計画というのも出来て、さらに、市町村で犯罪被害者支援の条例が出来るようになりました。京都府では全26市町村に、犯罪被害者支援に特化した条例が作られています。

また、当センター設立後、京都府犯罪被害者支援連絡協議会が設立されました。京都府はもとより、国の機関、京都市、京都府警察、民間では弁護士会や当センターも入っています。

当センターは、平成15年、犯罪被害者等早期援助団体として京都府公安委員会からの指定を受けました。これは、官から民へ情報提供をしてもよい、信用できる団体として認められているということで、被害者、御遺族の了解があれば、警察から当センターに個人情報と被害情報が入ります。秘密は必ず守らなくてはならないということです。

そして、初期からある相談電話の電話番号にプラスして、犯罪被害者サポートダイヤルという、フリーダイヤルが府の補助金により設置されました。今日、皆さんにもお配りしているチラシの中に電話番号が3つ入っています。

「075-451-7830」が平成10年からある相談電話で、「0120-60-7830」が、府からの補助を受けて実施しているフリーダイヤルの相談電話です。さらに、今年の8月から、福知山市内で開設した相談電話が「0120-78-3974」です。

平成23年には当センターが公益社団法人になったと同時に、京都市犯罪被害者等支援条例が施行され、当センターが京都市から業務委託を受け、犯罪被害者総合相談窓口としても活動をさせていただいています。

さらに、京都府の動きの一つとしまして、去年の8月には、京都性暴力ワnstopp相談支援センター、通称、京都 SARA（サラ）が設立され、性暴力に特化した相談窓口として、相談、面談、付添いなど性暴力に関する様々な支援を行っています。

当センターの財政基盤は会費です。そのほかに補助金や助成金、寄付金などで賄っております。また、どういう人が関わっているかと言いますと、企業の方、法律や心理、精神などの専門家の方々など13名が理事として運営に関わり、それとほぼ同数の人たちが、専門家として顧問、参与、専門委員などに入っております。事務局は、北部事務室に2名、京都市内に5名おります。相談や支援活動は、ボランティアである約30名の一般の市民の方に携わっていただいております。

電話相談を受けた後、必要に応じて、あるいは、警察からの情報提供などがありますと、まずは被害者や御遺族にお会いする面接相談を行います。

面接相談の中で、お話を聴いて、その後も継続して当センターでお話を伺うこともあります。弁護士やカウンセラー、精神科医などの専門家におつなぎする場合があります。そして、裁判傍聴の付添い、代理傍聴して報告をする、証人席での付添いなど直接的支援も行います。

ここで大事にしていることは、じっくりお話を聴くこと、適切な所につな

ぐこと、一人にしないこと、寄り添うということです。さらに留意していることは、二次被害を与えないこと、必要な情報を提供することです。

犯罪被害や事故などに遭うと、けがをする、命を落とすなどのほかに、御本人や御家族に、様々な場面で様々な負担や困難が生じます。

警察や検察での事情聴取、裁判の打合せなどがあります。弁護士にお願いすると、一度は会いに行かないといけません。かなりの時間が必要ですので、働いている人は、休暇を取らないといけないという負担があります。

警察や検察官や弁護士は、事件や犯罪に慣れているため悪気はないでしょうが、被害者にとっては何もかもが初めてのことで戸惑っているときにショックなことを割と平気で言うことがあります。また裁判の中で、加害者（被告人）に付いている弁護人が発言した内容に、傷付くということもあります。

今は比較的配慮があるようですが、報道被害というのが、一時すごく言われました。被害者にマスコミが殺到するメディア・スクラムという言葉が聞かれたことがあると思います。

近所の人やお友達が励ましたい一心で掛ける言葉、先ほど、岩城さんがおっしゃったお話の中にも、そのような例があったと思います。「頑張っただね。」というのは、よく聞く言葉ですが、「どうやってこれ以上頑張るの。」というのを被害者の方からお聞きします。最近ではインターネットの中で、思い込みによる一方的な書込みで傷付く方もあるようです。

犯罪被害者への理解と言うことでは、岩城さんが、無関心が一番怖いということをおっしゃいました。私どもは、知っていただくことが理解の始まりだということをお話しています。新聞報道、ニュースを見て、事件の向こうに被害者がいる、その家族がいる所まで、なかなか想像できませんが、どうか今日からは、犯罪報道に触れるとき、被害に遭った方や家族がおられるということを想像して、関心を持っていただきたいと思っています。

最後に、職場における理解と配慮について、当センターで被害者や御遺族の方とお話するとき感じたことや見聞きしたことを御紹介します。

「今までどおりに」、これは先ほど、岩城さんも同じことをおっしゃっていました。同様のことを、御遺族が講演会で話されたことがあります。奥さんと子供さんを亡くされた男性です。職場を休まないと、検察、弁護士との打合せ、裁判に関われないし、色々な取材もあり、多くの時間が取られました。職場によりやく戻ってこられたときに、同僚が事件以前と変わらない態度で接してくれたことが、安心できて一番ありがたかったと言われました。

次に、「仕事を休むこと」に関しての理解ということです。事件の後、有給休暇が使えればいいのですが、それがない人もいますし、その休暇を全部使ってしまった場合もあるかと思っています。けがをしたら入院や通院治療

のために、仕事を休む必要があるのですが、私どもは、当センターにお越しいただくことすら申し訳ない気がします。先ほどの例の御遺族が、休暇を取ることに関しては上司の方の深い理解があったことを特に強調されたことが印象的でした。

また、「職場での手続」に関する相談を受けることがあります。良かった事例ですが、これは職場と病院との間で提出書類などのやり取りが結構あり、第三者の不法行為による支払のことや、労災に関する手続等について、職場の担当者がとても親切に対応してくれたので困らなかった、と言うものです。

逆に、個別配達する仕事の女性が、訪問先で工作中に性被害に遭ったのですが、警察にも届けた事案で、労災申請しようとしたときに、会社側とトラブルがありスムーズに行かないことがありました。工作中なのにとという素朴な疑問が残りました。

大やけどを負った若い男性は、何回も皮膚の手術をしたり、表面だけではなく、体の骨の所まで痛い、全体が痛いとのことで、以前にできていた仕事が全くできなくなったそうです。職場の人の理解はあって優しく対応してもらっていましたが、仕事を休むということ即、収入が減るということは大変厳しい現実でした。

それから、厳密に言うと業務ではないという事例も案外あります。新入社員歓迎の会食があり、それは業務なのかというと、微妙なところですね。みんな参加する、上司から誘われたら断れないこともあります。そこで性的な被害を受けた新入社員は、仕事に行けなくなり精神的にもダメージが大きく、長い間苦しんでおられました。

また、アルバイト先で、それと似たような状況で性的な被害に遭ったのですが、業務には当たらないとしたうえで、会社には、道義的な責任があるとのことで誠意ある対応をしてくれたこともありました。

このように職場の外で被害に遭ったとはいえ、職場の人間関係がもとで起こる被害について、「助けてほしい。」「こんなことで困っている。」というような声があれば、その声に耳を傾けていただきたいです。

既に職場で被害を相談できる手続や制度があるのでしたら、被害者の負担を軽くするために活用していただければありがたいです。被害に遭ったということに関して、声を上げることができ、受け止めてもらえる職場というのは、すばらしいと思います。

また、これは職場であろうが、住んでいる地域のコミュニティーであろうが同じことで、被害を受けた人が肩身の狭い思いや、しんどい思いをせずに済むような社会になってほしいものです。声を上げた人には、力を貸してあげてほしいと思っています。

京都府の取組で、市町村の犯罪被害者支援担当者への研修があり、当センターもその研修に参加させてもらっています。これにより顔の見える関係が出来、行政との連携がしやすくなりました。

同じように、連携という点で、職場の担当の方、被害を受けた方、そして私ども犯罪被害者支援センターとがつながり、一緒に考え、被害を受けた方を支えることができればと思います。秘密は厳守いたします。何とぞよろしくお願いします。

(終了)